

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成28年9月16日
【発行者名】	ピクテ投信投資顧問株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 萩野 琢英
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内二丁目2番1号
【事務連絡者氏名】	佐藤 直紀
【電話番号】	03-3212-3411
【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】	ピクテ・グローバル・バランス・オープン
【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券の金額】	3,000億円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成28年7月20日付をもって提出した有価証券届出書の記載事項について、主要投資対象ファンドである「ピクテ・グローバル・バランス・オープン・マザーファンド」の投資形態の変更、ファンドの運用の権限の委託先の削除、取得申込みおよび一部解約の実行の請求に係る受付不可日の設定、一部解約金の支払日の変更に伴い、訂正すべき事項がありますのでこれを訂正するものであります。

【訂正箇所及び訂正事項】

(下線部_____は訂正箇所を示します。)

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

< 前略 >

< 訂正前 >

ファンドの特色

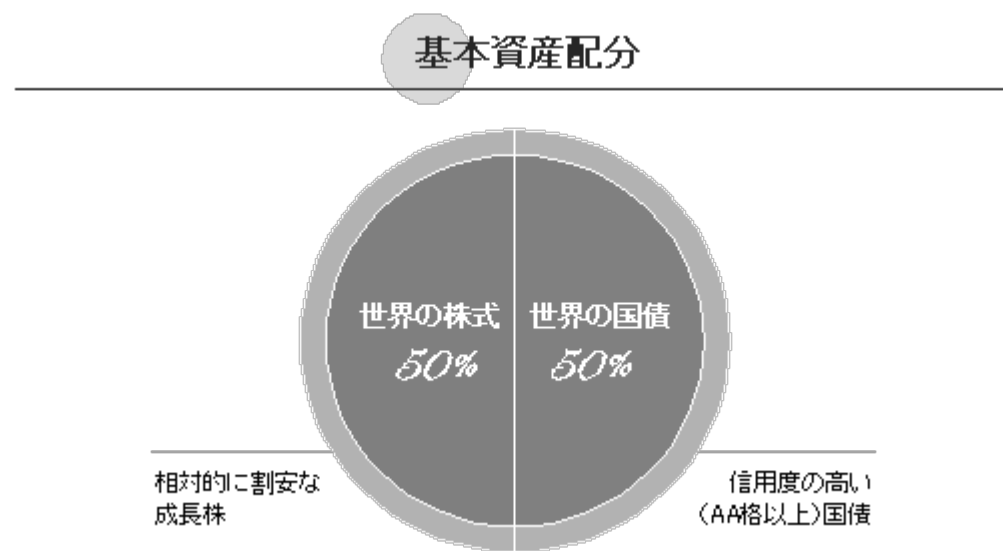
- a 主に日本を含む世界の株式と国債に投資します

< 中略 >

株式および公社債への投資配分ならびに各国別の投資配分の調整等を適宜行い、長期的な収益獲得を目指してバランス運用を行います。

- ・株式部分は、相対的に割安な成長株を厳選します。
- ・国債部分は、原則として信用度の高い国債(AA格以上^{*})に投資します。

* 信用格付業者等による信用格付のうち最高の信用格付を参考にします。



< 中略 >

ポートフォリオ構築の3つのステップ

資産配分

世界の経済、金融状況を分析し、ポートフォリオ全体の株式、公社債、短期金融市場への投資比率を決定します。

国別配分

株式 = 企業業績や市場に流入する余剰マネーの分析を行って相対的に割安な国へ重点配分します。

公社債 = 金利予測を行って、金利低下の期待できる国へ重点配分します。

銘柄選択

株 式 = 十分な企業分析を行って、相対的に割安な成長株を厳選します。

公社債 = 流動性を考慮し、指標性のある銘柄を選別します。

上記は、平成28年5月末日現在のものであり、今後変更される場合があります。

< 中略 >

b 年2回決算を行い、収益配分方針に基づき分配を行います

< 中略 >

(注)平成28年9月16日を適用日として、投資信託約款の変更を予定しております。詳しくは以下の「投資信託約款変更予定のお知らせ」をご覧ください。

[投資信託約款変更予定のお知らせ]

本書により募集を行います「ピクテ・グローバル・バランス・オープン」につきましては、投資信託約款の変更を以下のとおり予定しております。ご投資者の皆様におかれましては、変更予定の内容をご確認のうえ、ファンドの購入申込みを行っていただきますようお願い申し上げます。

予定している投資信託約款変更の内容

ファンドの主要投資対象であります「ピクテ・グローバル・バランス・オープン・マザーファンド」(以下「マザーファンド」といいます。)の投資形態をファンド・オブ・ファンズ方式へ変更いたします。また、当該投資形態の変更に伴い、ファンドおよびマザーファンドの運用の権限の委託先を削除いたします。あわせて、ファンドについて、取得申込みおよび一部解約の実行の請求に係る受付不可日を設けるとともに、一部解約金の支払日を一部解約の実行の請求の受付日から7営業日目へ変更いたします。

変更の理由

投資形態を変更することにより、より規模の大きな運用資産で合同運用することを可能とすることでファンド運営の効率化を図り、ひいては信託報酬を引き下げることが受益者の利益に資すると判断いたしました。また、投資形態の変更に伴い、運用の委託先は不要となるためこれを削除いたします。あわせて、海外休日により投資先ファンドの取引ができない日等においてはファンドの購入および換金の申込みに係る受付不可日を設けるとともに、投資先ファンドの売却代金の受渡日を考慮するため一部解約金支払日を変更します。

当該約款変更の適用予定日

平成28年9月16日

平成28年7月22日付の日本経済新聞に約款変更の内容を公告し、平成28年7月22日から平成28年8月22日まで受益者から、当該約款変更に係る異議申立てを受付けます。この期間内に異議のお申出のあった受益者の受益権口数が、平成28年7月22日におけるファンドに係る受益権総口数の2分の1を超えない場合は、平成28年8月24日付で投資信託約款の変更の届出を行い、平成28年9月16日より適用する予定です。

公告日を過ぎて取得した受益権(平成28年7月21日以降購入申込受付分)については、前記の異議申立ての権利はございませんのでご了承ください。

なお、このたびの異議申立ての受付の対象とはなりません。前記の約款変更が成立した場合には、ファンド運営の効率化に伴い受益者負担の軽減が可能となるため、信託報酬率の引下げ(年率1.998%(税抜1.85%)を年率1.242%(税抜1.15%)へ)に係る約款変更も行う予定としております。

ただし、投資先ファンドとなる予定である「ピクテ世界株式ファンド(適格機関投資家専用) [仮称] 受益証券」および「ピクテ世界国債ファンド(適格機関投資家専用) [仮称] 受益証券」の信託報酬率はともに純資産総額の年率0.648%(税抜0.6%)のため、実質的な負担は、年率1.998%(税抜1.85%)から年率1.89%(税抜1.75%)程度への変更となります。

<訂正後>

ファンドの特色

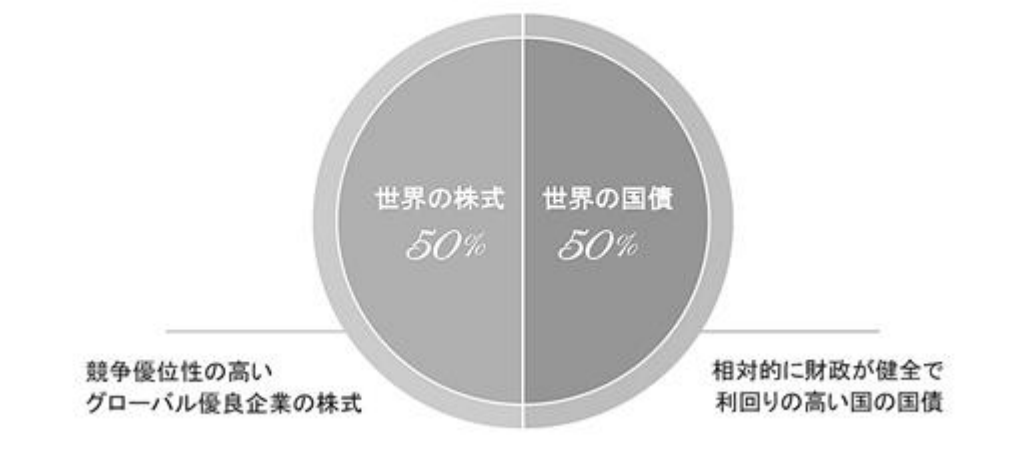
a 主に日本を含む世界の株式と国債に投資します

< 中略 >

株式および公社債への投資配分については、各資産の収益とそのリスク見通しを分析し適宜変更します。

- ・ 株式部分は、競争優位性の高いグローバル優良企業の株式に投資します。
- ・ 国債部分は、相対的に財政が健全で利回りの高い国の国債に投資します。

基本資産配分



< 中略 >

- b 年 2 回決算を行い、収益分配方針に基づき分配を行います

< 後略 >

(2) 【ファンドの沿革】

< 訂正前 >

平成10年10月28日 信託契約締結、ファンドの設定および運用開始

平成14年 9 月20日 投資信託約款の変更によりファミリーファンド方式による運用の開始

< 訂正後 >

平成10年10月28日 信託契約締結、ファンドの設定および運用開始

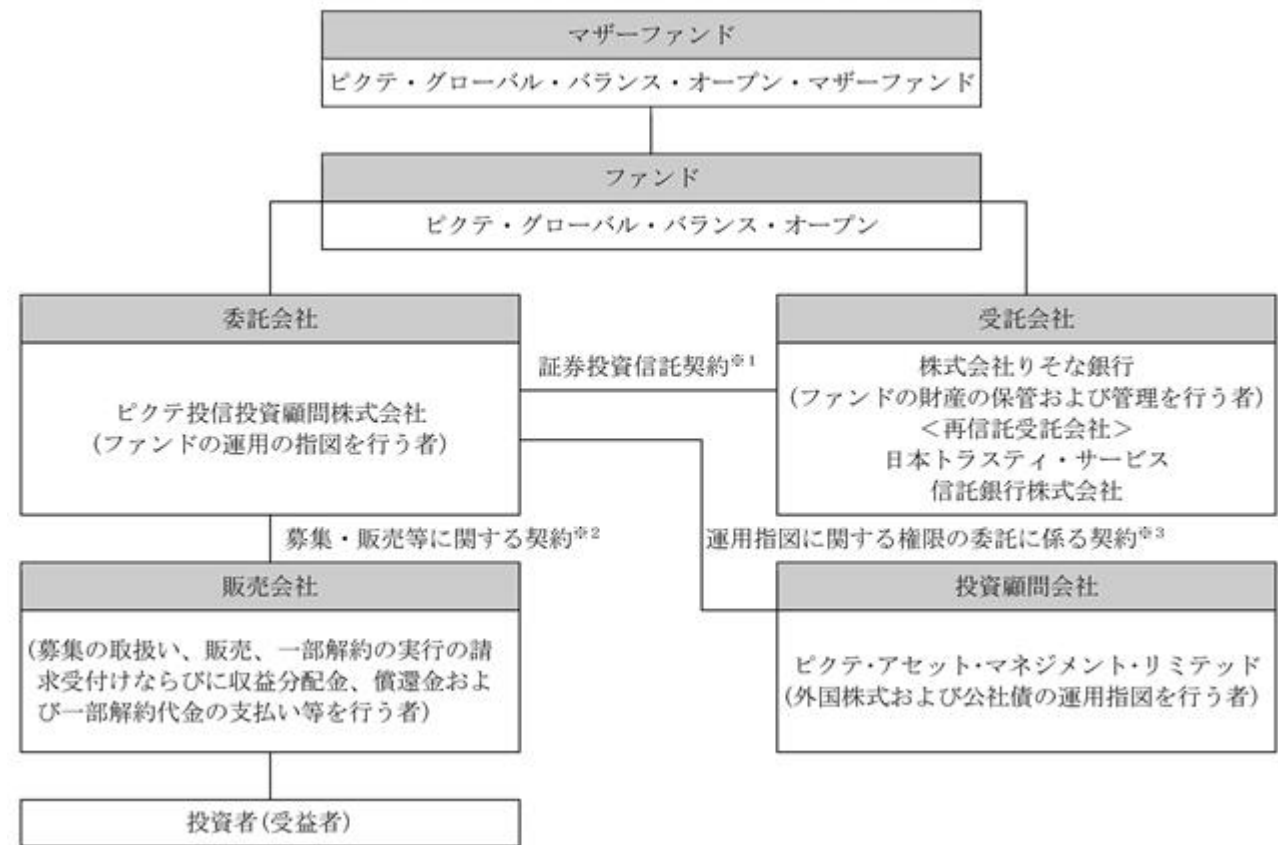
平成14年 9 月20日 投資信託約款の変更によりファミリーファンド方式による運用の開始

平成28年 9 月16日 主要投資対象であるマザーファンドの投資形態をファンド・オブ・ファンズに変更

(3) 【ファンドの仕組み】

< 訂正前 >

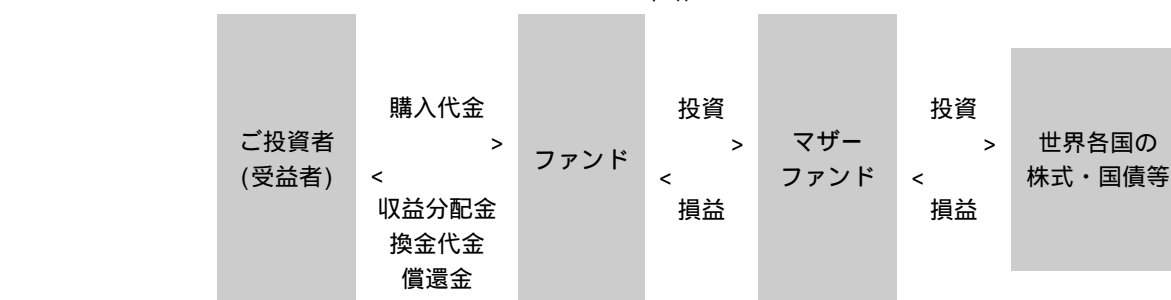
委託会社およびファンドの関係法人



< 中略 >

- 2 販売会社が行う募集の取扱い、販売、一部解約の実行の請求受付けならびに収益分配金、償還金および一部解約代金の支払い等について規定されています。
- 3 委託会社が委託する運用の指図に係る業務の内容、運用指図に関する権限の委託先の注意義務、法令等に違反した場合の委託の中止、変更等について規定されています。

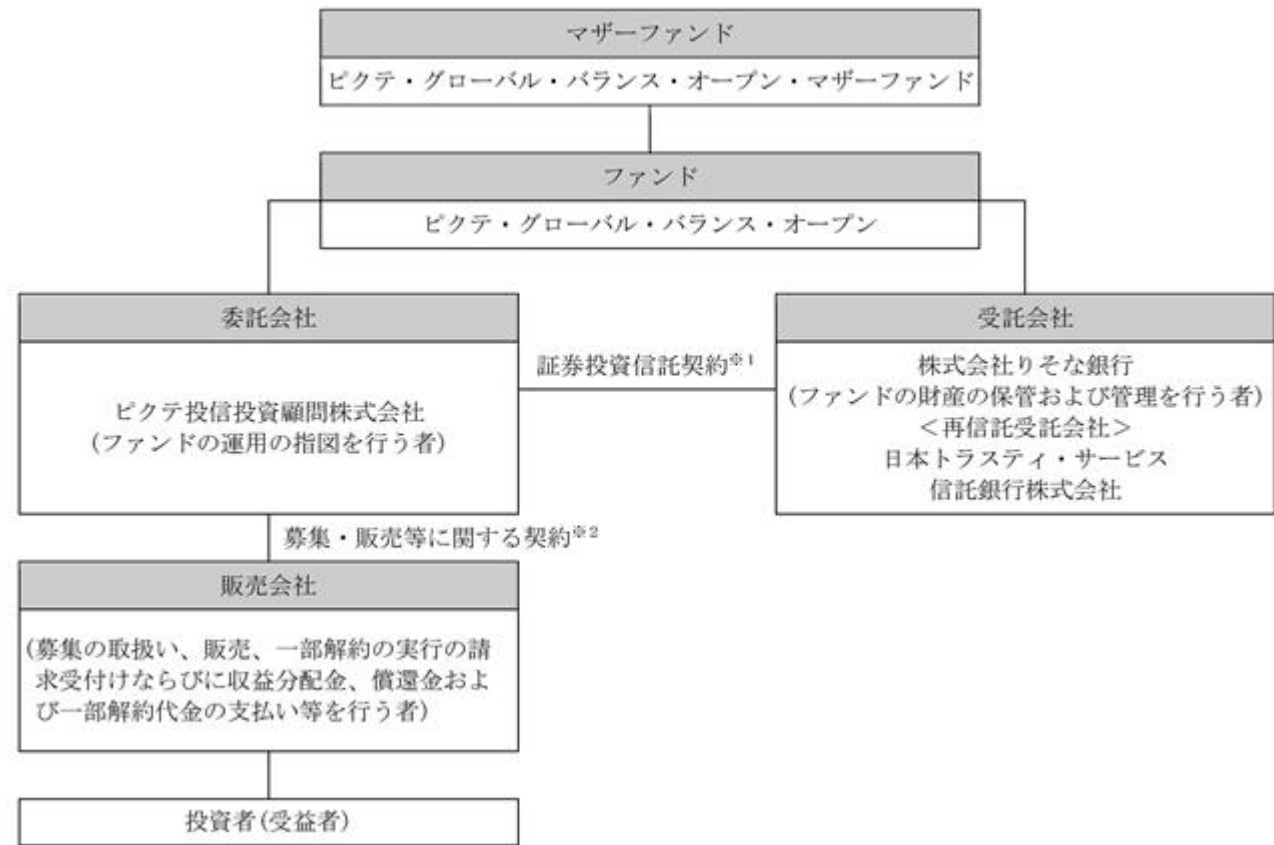
< 中略 >



(注)平成28年9月16日を適用日として、投資信託約款の変更を予定しております。詳しくは前記の「投資信託約款変更予定のお知らせ」をご覧ください。

< 訂正後 >

委託会社およびファンドの関係法人

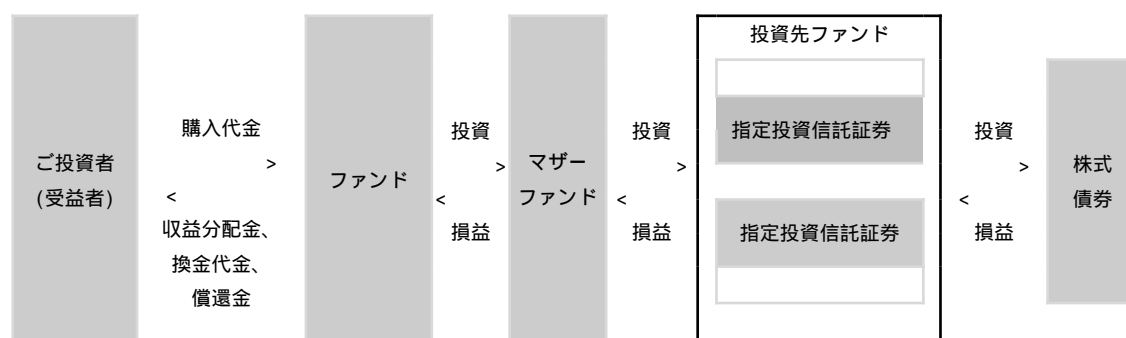


< 中略 >

- 2 販売会社が行う募集の取扱い、販売、一部解約の実行の請求受付けならびに収益分配金、償還金および一部解約代金の支払い等について規定されています。

< 中略 >

マザーファンドは、ファンド・オブ・ファンズ方式で運用されます。ファンド・オブ・ファンズ方式とは、他の投資信託に投資することにより運用を行う方式です。マザーファンドでは、指定投資信託証券として後記に掲げる各投資信託を主要投資対象とします。



2【投資方針】

(1)【投資方針】

< 前略 >

< 訂正前 >

投資態度

< 中略 >

< マザーファンドの投資態度 >

- a 日本を含む世界各国の証券市場を投資対象として、グローバルに投資機会の発掘に努め、長期的な成長を目指します。
- b 株式および公社債への投資配分ならびに各国別の投資配分の調整等を適宜行い、長期的な収益獲得を目指してバランス運用を行います。

< 中略 >

(注)平成28年9月16日を適用日として、投資信託約款の変更を予定しております。詳しくは前記の「投資信託約款変更予定のお知らせ」をご覧ください。

< 訂正後 >

投資態度

< 中略 >

< マザーファンドの投資態度 >

- a 投資信託証券を主要投資対象として、グローバルに投資機会の発掘に努め、長期的な成長を目指します。
- b 投資信託証券への投資配分については、委託会社が各資産の収益とそのリスク見通しを分析し適宜変更します。

< 後略 >

(2)【投資対象】

< 前略 >

< 訂正前 >

有価証券の指図範囲

委託会社(委託会社から運用の指図に係る権限の委託を受けた者を含みます。以下、関連する限度において同じ。)は、信託金を、主として、ピクテ投信投資顧問株式会社を委託会社とし、株式会社りそな銀行を受託会社として締結されたマザーファンドの受益証券のほか、次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

< 中略 >

(注)平成28年9月16日を適用日として、投資信託約款の変更を予定しております。詳しくは前記の「投資信託約款変更予定のお知らせ」をご覧ください。

< 訂正後 >

有価証券の指図範囲

委託会社は、信託金を、主として、ピクテ投信投資顧問株式会社を委託会社とし、株式会社りそな銀行を受託会社として締結されたマザーファンドの受益証券のほか、次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

< 中略 >

マザーファンドの指定投資信託証券の概要

マザーファンドは以下の指定投資信託証券を主要投資対象とします。

指定投資信託証券は、主に株式に投資を行う投資信託および主に公社債に投資を行う投資信託(前記の各資産への投資のほか、これらに類する資産への投資、デリバティブ取引等の金融商品を利用するものを含みます。)の受益証券または投資証券とします。なお、指定投資信託証券は委託会社により適宜見直され、前記の選定条件に該当する範囲において変更されることがあります。

a ピクテ世界株式ファンド(適格機関投資家専用) 受益証券

形態 / 表示通貨	内国証券投資信託 / 円建て
主な投資方針	・主として高い競争優位性をもつグローバル優良企業の株式に投資します。 ・実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
関係法人	委託会社：ピクテ投信投資顧問株式会社 受託会社：三井住友信託銀行株式会社(再信託受託会社：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社) 投資顧問会社(マザーファンド)：ピクテ・アセット・マネジメント・リミテッド
主な費用	信託報酬：純資産総額の年率0.648%(税抜0.6%) (内訳およびその他の費用につきましては後記「4 手数料等及び税金」をご覧ください。)
決算日	毎年4月および10月の各10日(休業日の場合は翌営業日)

(注)本書において上記ファンドを「世界株式ファンド」という場合があります。

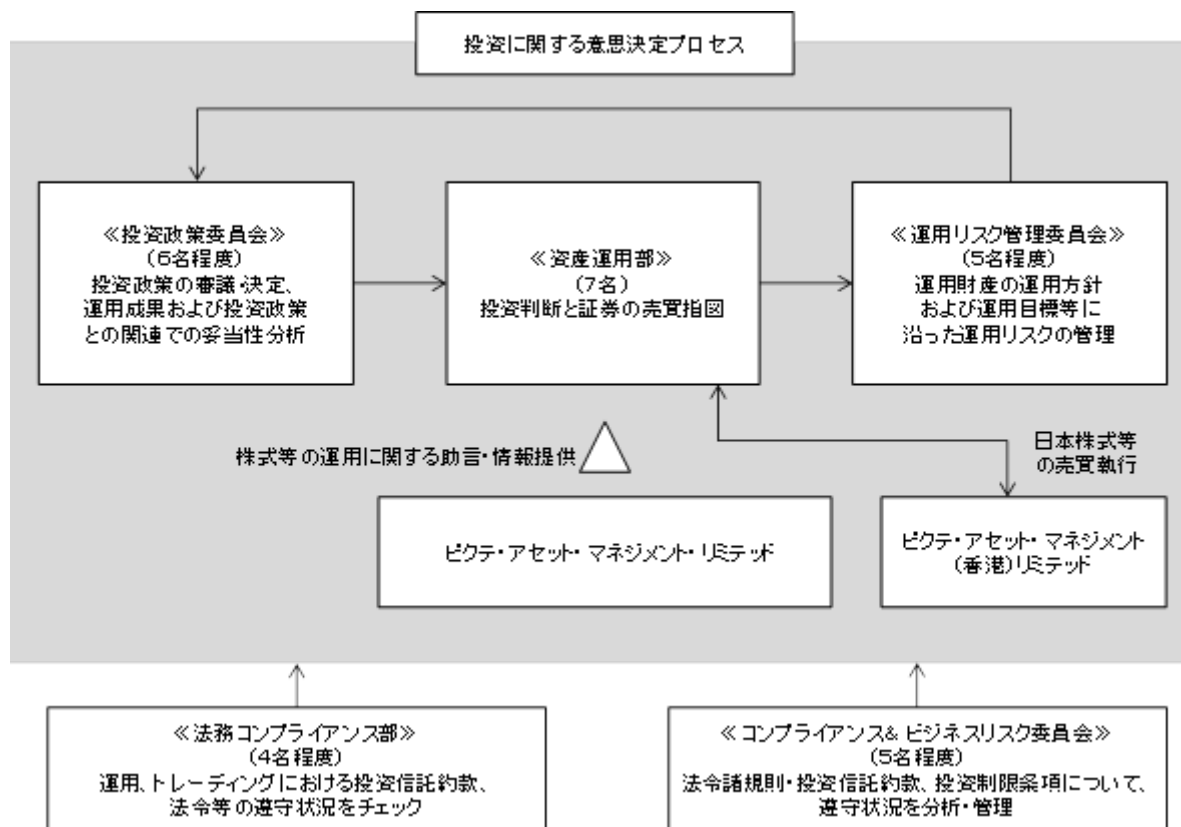
b ピクテ世界国債ファンド(適格機関投資家専用) 受益証券

形態 / 表示通貨	内国証券投資信託 / 円建て
主な投資方針	・主として世界主要先進国のソブリン債券に投資します。 ・実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
関係法人	委託会社：ピクテ投信投資顧問株式会社 受託会社：三井住友信託銀行株式会社(再信託受託会社：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社) 投資顧問会社(マザーファンド)：ピクテ・アセット・マネジメント・エス・エイ、ピクテ・アセット・マネジメント・リミテッド
主な費用	信託報酬：純資産総額の年率0.648%(税抜0.6%) (内訳およびその他の費用につきましては後記「4 手数料等及び税金」をご覧ください。)
決算日	毎年6月および12月の各27日(休業日の場合は翌営業日)

(注)本書において上記ファンドを「世界国債ファンド」という場合があります。

(3) 【運用体制】

<訂正後>



・運用にあたっては、外国株式および公社債の運用指図に関する権限を「ピクテ・アセット・マネジメント・リミテッド」へ委託します。

・投資政策委員会(6名程度)において、投資政策が審議・決定されます。

<中略>

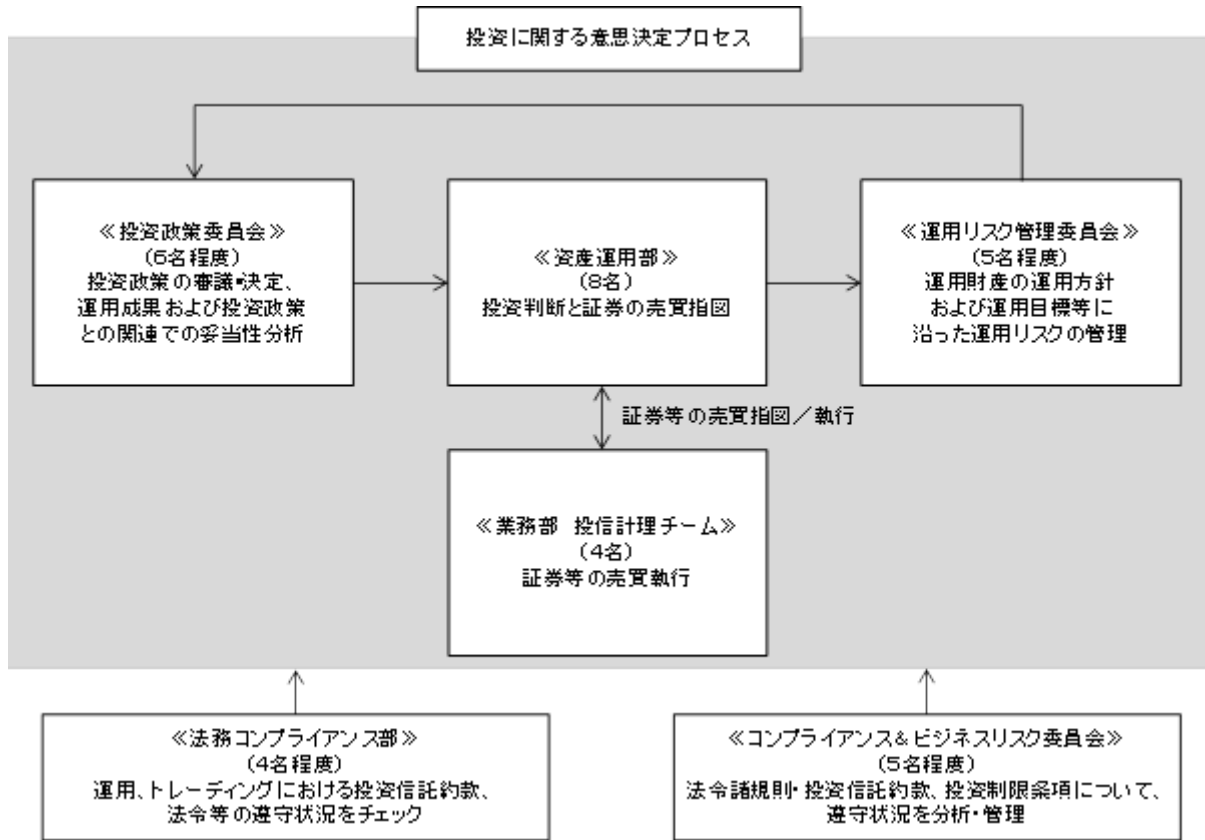
・運用の委託先に対しては、適宜運用状況の報告を求め、また法務コンプライアンス部、コンプライアンス&ビジネスリスク委員会および投資政策委員会において、運用のガイドライン等に基づいた運用がなされているかを確認します。

・受託会社に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っており、また受託会社としての事務遂行力が適宜モニタリングされます。

運用体制は、平成28年5月末日現在のものであり、今後変更される場合があります。

(注)平成28年9月16日を適用日として、投資信託約款の変更を予定しております。詳しくは前記の「投資信託約款変更予定のお知らせ」をご覧ください。

<訂正後>



- ・投資政策委員会(6名程度)において、投資政策が審議・決定されます。

<中略>

- ・受託会社に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っており、また受託会社としての事務遂行力が適宜モニタリングされます。

運用体制は、平成28年9月16日現在のものであり、今後変更される場合があります。

(5)【投資制限】

<訂正前>

1. 株式への実質投資割合(投資信託約款)

<中略>

3. 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合(投資信託約款)

<中略>

4. 投資信託証券(マザーファンド受益証券を除きます。)への実質投資割合(投資信託約款)

<中略>

6. 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合(投資信託約款)

<中略>

7. 同一銘柄の転換社債ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているも

(以下、会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。)への実質投資割合(投資信託約款)

< 中略 >

12. スワップ取引の運用指図・目的・範囲(投資信託約款)

< 中略 >

b スワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額(以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。以下bにおいて同じ。)が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

c bにおいてマザーファンドの信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

< 中略 >

(注)平成28年9月16日を適用日として、投資信託約款の変更を予定しております。詳しくは前記の「投資信託約款変更予定のお知らせ」をご覧ください。

< 訂正後 >

1. 株式への投資割合(投資信託約款)

< 中略 >

3. 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合(投資信託約款)

< 中略 >

4. 投資信託証券(マザーファンド受益証券を除きます。)への投資割合(投資信託約款)

< 中略 >

6. 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合(投資信託約款)

< 中略 >

7. 同一銘柄の転換社債ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの(以下、会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。)への投資割合(投資信託約款)

< 中略 >

12. スワップ取引の運用指図・目的・範囲(投資信託約款)

< 中略 >

b スワップ取引の想定元本の総額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

< 中略 >

< マザーファンドの主な投資制限 >

投資信託証券への投資割合(投資信託約款)

制限を設けません。

投資信託証券、短期社債等、コマーシャル・ペーパーおよび指定金銭信託の受益証券以外の有価証券への直接投資(投資信託約款)

行いません。

外貨建資産への実質投資割合(投資信託約款)

制限を設けません。

同一銘柄の投資信託証券への投資は、当該投資信託証券が一般社団法人投資信託協会規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、当該投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。また、一般社団法人投資信託協会規則に定める一のものに対する株式等エクスポージャー、債券等エク

スポンジャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

3【投資リスク】

(1)ファンドのリスク

< 前略 >

< 訂正前 >

その他の留意点

- ・ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。

< 中略 >

(注)平成28年9月16日を適用日として、投資信託約款の変更を予定しております。詳しくは前記の「投資信託約款変更予定のお知らせ」をご覧ください。

< 訂正後 >

その他の留意点

- ・ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。
- ・以下のいずれか日においては、取得申込みおよび解約請求はできません。
 - a ロンドン証券取引所、ニューヨーク証券取引所およびジュネーブの銀行の休業日
 - b 一部解約金の支払い等に支障を来すおそれがあるとして委託会社が定める日

< 後略 >

4【手数料等及び税金】

(3)【信託報酬等】

< 訂正前 >

信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年1.998%(税抜1.85%)の率を乗じて得た額とし、その配分は次のとおりとします。

< 信託報酬の配分(税抜)および役務の内容 >

委託会社	販売会社	受託会社
年率0.9%	年率0.85%	年率0.1%
ファンドの運用とそれに伴う調査、受託会社への指図、各種情報提供等、基準価額の算出等	購入後の情報提供、交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続等	ファンドの財産の保管・管理、委託会社からの指図の実行等

< 中略 >

なお、委託会社の信託報酬には、運用指図に関する権限の委託に係る投資顧問会社への報酬が含まれています。

(注)平成28年9月16日を適用日として、投資信託約款の変更を予定しております。詳しくは前記の「投資信託約款変更予定のお知らせ」をご覧ください。

< 訂正後 >

信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年1.242%(税抜1.15%)の率を乗じて得た額とし、その配分は次のとおりとします。

< 信託報酬の配分(税抜)および役務の内容 >

委託会社	販売会社	受託会社
年率0.25%	年率0.85%	年率0.05%

ファンドの運用とそれに伴う調査、受託会社への指図、各種情報提供等、基準価額の算出等	購入後の情報提供、交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続等	ファンドの財産の保管・管理、委託会社からの指図の実行等
---	---	-----------------------------

< 中略 >

< 指定投資信託証券に係る報酬 >

世界株式ファンド

委託会社報酬：純資産総額の年率0.565% (税抜)

販売会社報酬：純資産総額の年率0.005% (税抜)

受託会社報酬：純資産総額の年率0.03% (税抜)

世界国債ファンド

委託会社報酬：純資産総額の年率0.57% (税抜)

販売会社報酬：純資産総額の年率0.01% (税抜)

受託会社報酬：純資産総額の年率0.02% (税抜)

上記の報酬率等は、今後変更となる場合があります。

ファンドの信託報酬率に指定投資信託証券に係る報酬率を加えた、受益者が実質的に負担する信託報酬率の概算値は、最大年率1.89% (税抜1.75%)程度となります。

ただし、この値はあくまでも目安であり、ファンドの実際の投資信託証券の組入状況により変動します。

第2【管理及び運営】**1【申込(販売)手続等】**

< 訂正前 >

< 申込手続き >

- ・ファンドの受益権の取得申込みは、原則として申込期間における毎営業日受付けます。

< 中略 >

(注)平成28年9月16日を適用日として、投資信託約款の変更を予定しております。詳しくは前記の「投資信託約款変更予定のお知らせ」をご覧ください。

< 訂正前 >

< 申込手続き >

- ・ファンドの受益権の取得申込みは、原則として申込期間における毎営業日受付けます。ただし、以下のいずれかの日においては、取得申込みの受付けは行いません(別に定める契約に基づく収益分配金の再投資に係る追加信託の申込みに限ってこれを受付けるものとします)。

a ロンドン証券取引所、ニューヨーク証券取引所およびジュネーブの銀行の休業日b 一部解約金の支払い等に支障を来すおそれがあるとして委託会社が定める日

< 後略 >

2【換金(解約)手続等】

< 訂正前 >

< 換金手続き(解約請求) >

- ・受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に販売会社が定める1口の整数倍の単位をもって解約の実行を請求することができます。なお、販売会社へのお申込みにあたっては1円の整数倍の単位でお申込みできる場合があります。詳しくは、販売会社にてご確認ください。

< 中略 >

< 解約代金のお支払い >

- ・解約代金は、原則として解約請求受付日から起算して5営業日目から販売会社の本・支店等で支払われます。

< 中略 >

(注)平成28年9月16日を適用日として、投資信託約款の変更を予定しております。詳しくは前記の「投資信託約款変更予定のお知らせ」をご覧ください。

<訂正後>

<換金手続き(解約請求)>

- ・受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に販売会社が定める1口の整数倍の単位をもって解約の実行を請求することができます。なお、販売会社へのお申込みにあたっては1円の整数倍の単位でお申込みできる場合があります。詳しくは、販売会社にてご確認ください。ただし、以下のいずれかの日においては、解約請求の受け付けは行いません。

a ロンドン証券取引所、ニューヨーク証券取引所およびジュネーブの銀行の休業日

b 一部解約金の支払い等に支障を来すおそれがあるとして委託会社が定める日

<中略>

<解約代金のお支払い>

- ・解約代金は、原則として解約請求受付日から起算して7営業日目から販売会社の本・支店等で支払われます。

<後略>

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

<訂正前>

基準価額の算出方法

<中略>

ファンドの主要投資対象であるマザーファンド受益証券については、計算日の基準価額で評価します。

マザーファンドの主要投資対象である株式は、金融商品取引所における最終相場(最終相場のないものについてはそれに準ずる価額)または金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価し、公社債は、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額(ただし、売気配相場は使用しません。)または価格情報会社の提供する価額等で評価します。

<訂正後>

基準価額の算出方法

<中略>

ファンドの主要投資対象であるマザーファンド受益証券については、計算日の基準価額で評価します。

マザーファンドの主要投資対象である内国投資信託証券については原則として計算日における基準価額で評価します。

<後略>

4【受益者の権利等】

<前略>

<訂正前>

(3)受益権の一部解約の実行請求権

<中略>

一部解約代金は、原則として解約請求受付日から起算して5営業日目から支払われます。

(注)平成28年9月16日を適用日として、投資信託約款の変更を予定しております。詳しくは前記の「投資信託約款変更予定のお知らせ」をご覧ください。

<訂正後>

(3)受益権の一部解約の実行請求権

<中略>

一部解約代金は、原則として解約請求受付日から起算して7営業日目から支払われます。

第三部【委託会社等の情報】

第2【その他の関係法人の概況】

2【関係業務の概要】

< 前略 >

< 訂正前 >

(2) 販売会社

募集の取扱い、販売、一部解約の実行の請求受けならびに収益分配金、償還金および一部解約代金の支払い等を行います。

(3) 投資顧問会社

委託会社より運用指図に係る権限の委託を受け、外国株式および公社債に関する運用の指図を行います。

< 訂正後 >

(2) 販売会社

募集の取扱い、販売、一部解約の実行の請求受けならびに収益分配金、償還金および一部解約代金の支払い等を行います。

3【資本関係】

< 前略 >

< 訂正前 >

(2) 販売会社

該当事項はありません。

(3) 投資顧問会社

委託会社と投資顧問会社の最終的な株主はピクテ・グループのパートナーです。

< 訂正後 >

(2) 販売会社

該当事項はありません。